

座間の大凧 2000年の歩み

担当 商工観光課 ☎046(2552)7604 FAX046(2555)3550

◆座間の大凧の始まり

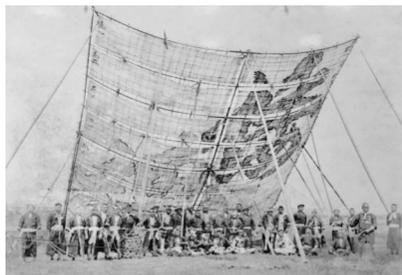
座間の大凧揚げは、江戸時代の文化・文政年間（1804年～1830年）に子どもの初節句をお祝いし、健康と成長を願う「祝い凧」として始まりました。当初は新田宿、四ツ谷、座間、入谷で各家庭が90センチメートル×1・8メートル四方の大きさの凧を揚げていました。

◆市を挙げた催しに

明治時代になると、「祝い凧」は大きくなって高く揚がった方が縁起が良いということから、大きさと高さで競うようになり、次第に凧が大型化し、地区ごとの大きな行事になっていきました。この時代には現在と同じ百畳敷き（13メートル四方）の大きさのものも作られるようになりました。

大正時代に入り、村内に電柱が敷設されたため、各地域の大凧は全て田んぼで揚げられるようになりました。そして、太平洋戦争後は凧を揚げる場所を見つけるのが難しくなり、昭和40

年代からは相模川河川敷を会場に、市を挙げて掲揚するようにになりました。



大凧「倭魂」（大正4年）

◆大凧揚げの担い手

大凧揚げは各地域の若者が主体となっていました。昭和21年に撮影された写真を見ると、華やかな服装が多く、終戦後の雰囲気が出ています。



◆座間市大凧保存会

社会が変化するにつれて、

凧作りと凧揚げの技術の次世代への継承が課題となってきました。昭和49年には、座間市大凧保存会が結成され掲揚するようになりました。昭和57年には、「かながわまつり50選」に選定、平成3年には国の選択無形民俗文化財に指定され、200年以上の歴史を持つ伝統行事・伝統芸能として例年、盛大に開催されています。

◆大凧の制作

座間の大凧の制作には約3カ月をかけ、骨組み作り、紙貼り、縄入れ、文字書き、糸目付けの順に行われます。制作は座間市大凧保存会が中心となり行いますが、例年市民も参加しています。市と同保存会、市民が協力して作り上げるのが座間の大凧の特徴です。

◆時代を表す凧文字

座間の大凧にはその時代を表す漢字2文字が採用されています。例えば、終戦後の昭和21年には「復興」、神奈川県で国民体育大会が開催された平成10年には「国

体」が採用されました。



中には、明治20年に養蚕が繁盛したことから「丸儲」の二文字が大凧に書かれたとのユニークな逸話もあります。

また、昭和2年には小田急線の開通を記念して小田急のマークを描いた大凧が掲揚されました。文字以外を描いたのはこの年だけといわれています。

◆世界一 210畳敷きの大凧

平成13年には、市制30周年を記念して18・65メートル四方（210畳敷き）の大凧が見事に大空を舞いました。



※今年度の大凧まつりは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を中止しました。

大凧まつり記録映像

担当 生涯学習課 ☎046(2552)8431 FAX046(2552)4311

市では、座間の大凧の歴史や大凧作り、大凧を揚げる大凧まつりの様子を後世に伝えるため、令和元年度の準備し当日の様子を取材した映像「座間の大凧 国選択無形民俗文化財」を作成しました。大凧保存会の皆さんを中心として大凧が組み立てられていく様子や、

大凧揚げの様子を空中から撮影した映像など、貴重なシーンも収録しています。映像は左記二次元バーコードまたはYouTubeの座間市公式チャンネルからご覧ください。



住宅リフォーム補助

担当 建築住宅課 ☎046(2552)7396 FAX046(2555)3550

地域経済の活性化と居住環境の向上を目的として、住宅リフォーム補助を実施します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 市税を滞納していない
- 市内に本店・本社がある業者が行う工事
- 他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同じ箇所でない
- 着工予定の工事（着工済みは対象外。補助金交付決定通知後に着工）
- 令和3年3月26日まで
- 工事完了書類が提出でき
- 工事費が10万円以上税するもの

- 補助金額 5万円（一棟につき1回限り）
- 募集件数 51件（多数抽選。抽選日は6月10日（水））
- 申込方法 5月8日（金）～5月22日（金）に市役所4階建築住宅課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）、見積書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載と押印があるもの）、住宅の現況写真（住宅の全景、工事部分、撮影日付入りのもの）を直接担当へ
- ※一業者の申請枠は5件まで。

リフォーム内容

対象	浴室・キッチン・洗面室・トイレのリフォーム
	換気・電気・ガス・給排水衛生設備工事
	オール電化住宅工事
	屋根のふき替え・塗装・防水工事
	外壁の張り替え・塗装工事
	部屋の間仕切りの変更工事
	床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事
	床・内壁・天井材の張り替えや塗装などの内装工事
	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返し含む）
	雨どいなどの取り替え・修理
	建具や開口部の取り替え・新設工事
	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）
	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事
	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消など）
	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁・基礎補強など）
スマートハウス関連設備工事	
防音工事（天井・壁・サッシの改修など）	
対象外	床面積が変更となる工事（増・改・減築）
	外周関係（外構など）の工事
	電化製品（エアコン、照明・暖房器具など）、給湯器などの購入費用
	消火器の購入費用
	ハウスクリーニング
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
害虫駆除	